

地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画等に関する法律(平成十九年法律第40号)第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

**第一条** 地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画等に関する法律(平成十九年法律第40号)第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

#### (基本計画の協議)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画等に関する法律(平成十九年法律第40号)第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域(その区域が二以上の経済産業局(沖縄総合事務局を含む。)の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。(以下同じ。))を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長(以下「経済産業局長等」という。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

#### (基本計画の変更の協議)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

#### (軽微な変更)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画の変更は、次に掲げる変更とする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

三 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

三 法第五条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(協議会の組織の公表)

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。

法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

<p><b>第二条</b> 法第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p>	<p><b>第一条</b> 地域経済牽引事業の促進による地域の成長に規定する基本計画等に関する法律(平成十九年法律第40号)第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域(その区域が二以上の経済産業局(沖縄総合事務局を含む。)の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。(以下同じ。))を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長(以下「経済産業局長等」という。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。</p>	<p><b>附 则</b> (平成二九年七月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第三条</b> 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更</p>	<p>この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> (令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第四条</b> 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。</p> <p>法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p>	<p>(施行期日)</p>	<p><b>附 则</b> (令和二年一二月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)</p> <p>(施行期日)</p>

<p><b>第二条</b> この省令は、法の施行の日(平成十九年六月十一日)から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> (平成二〇年八月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)</p> <p>この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十七号)の施行の日(平成二十年八月二十二日)から施行する。</p>
---	---

1. 基本計画の対象となる区域(※調査区域)
(1) 住居区域
(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、商業機能、人口分担の特徴)
2. 地域経済牽引事業の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第40号)第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県の区域(以下「申請区域」といいます)
(1) 申請区域の特徴
(2) 経済的効果の目標

3. 基本計画の変更に係る同意(※申請区域)
(1) 变更区域の特徴
(2) 高い可燃性の割合
(3) 地域の事業者に対する相応の経済的効果
4. 基本計画の変更に係る同意(※申請区域)
(1) 並ぶ実施区域
(2) 計画段階の変更
(3) 延期の理由

5 地域経済牽引事業の促進にあたって立ちすべき自然的、経済的又は社会的な觀点からみ  
て必要な事項の記載

(1) 地域の特性及びその活用戦略
①
②
③

(2) 確定の理由
①
②
③

6 地域経済牽引事業の促進に関する制度の整備、公共データの共同公開の推進その他の地域  
経済牽引事業の促進に必要な事項の整理のための対応

(1) 整備
(2) 制度の整備に関する事項
①
②
(3) 情報供与の役割のための情報の整備（公共データの共同公開に関する事項等）
①
②
(4) 事業者からの事業環境整備の実施への対応
①
②
(5) その他の事業環境整備に関する事項
①
②

(6) 実績タグマップ			
年度	年度	年次	年度
【年度】	【年度】	【年次】	【最終年度】
①	②	③	④
【実績タグマップの構成要素】	【実績タグマップの構成要素】	【実績タグマップの構成要素】	【実績タグマップの構成要素】
①	②	③	④
【各タグマップの実施年度別実績】	【各タグマップの実施年度別実績】	【各タグマップの実施年度別実績】	【各タグマップの実施年度別実績】
①	②	③	④
【タグマップ】	【タグマップ】	【タグマップ】	【タグマップ】
①	②	③	④
【タグマップ】	【タグマップ】	【タグマップ】	【タグマップ】
①	②	③	④

7 地域経済牽引事業が行う支援の基本の内容及び実施方法に関する事項
(1) 支援の実施の範囲
(2) 地域経済牽引事業者が行う支援の事業の内容及び実施方法
①
②

8 地域の活性化の実施経済牽引事業の促進に関する事項
(1) 地域活性化
(2) 安全な日常生活の確保
(3) その他
①
②

9 地域経済牽引事業の実施経済牽引事業の促進に際し記述すべき事項
(1) 基本的基準
(2) 土地の農業上の利用との調整に必要な事項
(3) 未開化調整区域における土地利用の調整に必要な事項

1.0 許諾権限
----------

（署名）  
用紙の大きさは、日本用紙規格A4とする。

様式第2（第2条関係）  
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
に基づく同意書本件前の変更の伝達書

年月日

提出者名  
郵便番号  
住所  
郵便番号  
提出者名  
郵便番号  
提出者名  
郵便番号

※ お手元にて捺印をされた場合は、提出者について、地域経済牽引事業の促進によ  
る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条第1項の規定により、用紙の大きさ

を得たいのでお願いします。

1. 重要にしようとする事項
① ② ③ ④

2. 重要な論旨及び変更を必要とする理由

（署名）  
用紙の大きさは、日本用紙規格A4とする。

様式第3 (第3条第2項関係)  
地域経済審査引取の促進による地域の成長発展の基盤化に関する法律  
に基づく同意書本件面の変更の提出書

年月日

総務大臣  
野村大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

合計財産の元本  
部地利的取扱いの元本

1. 変更した事項 □	2. 変更の内容及び変更した理由 □
----------------	-----------------------

(備考)  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とす。